

舞 総 税 第 210 号
令和 6 年 5 月 29 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名 称	件数	金 額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備 考
1	老人福祉施設入所費負担金	1 件	38,785 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 6 年 3 月 29 日	福祉部高齢者支援課	
2	市営住宅使用料	6 件	1,360,826 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 6 年 3 月 29 日	建設部住宅課	
3	市営住宅使用料	2 件	631,413 円	徴収停止後の期間経過 (条例第 6 条第 5 号該当)	令和 6 年 3 月 29 日	建設部住宅課	
4	市営住宅使用料	1 件	62,200 円	消滅時効期間満了 (条例第 6 条第 6 号該当)	令和 6 年 3 月 29 日	建設部住宅課	
5	市営住宅共益費	1 件	5,400 円	徴収停止後の期間経過 (条例第 6 条第 5 号該当)	令和 6 年 3 月 29 日	建設部住宅課	
合計		11 件	2,098,624 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上経第36号
令和6年5月29日

舞鶴市議会議長

上羽和幸様

舞鶴市長 鴨田秋津
(公印省略)

債権の放棄(水道事業分)について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	2件	160,226円	生活困窮状態 (条例第6条第1号該当)	令和6年3月29日	上下水道部経営企画課	
2	水道料金	2件	5,632円	相続人不存在 (条例第6条第2号該当)	令和6年3月29日	上下水道部経営企画課	
3	水道料金	2件	128,404円	法人破産 (条例第6条第3号該当)	令和6年3月29日	上下水道部経営企画課	
4	水道料金	3件	28,040円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	令和6年3月29日	上下水道部経営企画課	
5	水道料金	64件	5,484,256円	徴収停止後の期間経過 (条例第6条第5号該当)	令和6年3月29日	上下水道部経営企画課	
合計		73件	5,806,558円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。